

空飛ぶクルマ理解促進事業・体験イベント等実施委託業務仕様書

本仕様書は、山梨県（以下「委託者」という。）が発注する「空飛ぶクルマ理解促進事業・体験イベント等実施委託業務」を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めたものである。

1 名称

空飛ぶクルマ理解促進事業・体験イベント等実施委託業務

2 趣旨・目的

「空飛ぶクルマ」は、電動で垂直離着陸する次世代モビリティであり、空の移動をより身近にする未来の移動サービスとして、国内外の様々な地域において社会実装に向けた検討が進められている。日本においては、2025年の大阪・関西万博での実用化を目指して検討が進められているが、地方においても、過疎地域の交通や救急医療、災害救助等の地域課題の解決や、観光・レジャーなどの新たなビジネスの創出に大きな役割を果たすことが期待されている。

については、「空飛ぶクルマ」の県民の理解を促進するとともに、県内事業者が幅広いビジネスチャンスにいち早く取り組むことができるよう、「空飛ぶクルマ」などエアモビリティを身近に体験できるイベントを実施し、併せてビジネス参入に向けたセミナーを開催するものである。

3 期間

契約締結日から令和6年3月15日まで

4 業務概要

受託者は以下の業務を行うものとする。

- (1) 体験イベントの実施
- (2) ビジネス参入セミナーの開催
- (3) その他、(1)(2)に共通する業務等

5 業務内容

受託者は、以下に定める項目について委託者と協議の上、委託業務を実施すること。

(1) 体験イベントの実施

① 企画立案

【概要】

ア 「空飛ぶクルマ」等エアモビリティの機体展示

- ・「空飛ぶクルマ」やドローン等のエアモビリティの機体を会場に展示し、来場者が未来のモビリティを身近に体験できる機会を提供すること。

※展示する機体については、実機または実機を使用した場合と同程度の効果を得ることができる原寸大の模型とする。なお、どの機体を展示するかについては、受託者からの提案に基づき委託者と協議の上で決定する。

- ・来場者からの質問に対して説明を行う人員を配置すること。

イ 来場者の理解促進に資する情報提供

- ・「空飛ぶクルマ」とはどのようなモビリティか、他のモビリティとの違い、活用することによるメリット・デメリットなどを整理の上、パネル展示など来場者の理解が促進されるような情報提供を行うこと。
- ・情報提供を行う上で効果的な方法を企画提案書に記載すること。

ウ 県内事業者のビジネス参入機運の醸成に資する情報提供

- ・「空飛ぶクルマ」が機体や部品の開発ばかりでなく、観光・レジャーなど新たなビジネスチャンスが広がっている状況を整理し、パネル展示など県内事業者のビジネス参入の機運が高まるような情報提供を行うこと。なお、(2)ビジネス参入セミナーの内容との整合を図ること。
- ・情報提供を行う上で効果的な方法を企画提案書に記載すること。

エ 来場者の参加型企画

- ・来場者が未来のモビリティを身近に感じられる参加型企画を行うこと。
- ・参加型企画の提案にあたり、具体的なターゲットや企画内容を企画提案書に記載すること。なお、複数の企画案を提案すること。
- ・参加型企画の運営に必要な人員を配置すること。

オ 委託者の「空飛ぶクルマ」に関する取組の情報発信

- ・委託者が令和5年度に制作予定の映像コンテンツ等の「空飛ぶクルマ」に関する取組について、映像モニターや音響設備等を活用した効果的な情報発信を行うこと。

カ その他、「空飛ぶクルマ」の理解促進に繋がる企画があれば自由に提案すること。

【実施時期】

令和6年2月の土日を含む3日程度

【実施場所】

県民の多くの参加が見込める県内大規模集客施設で実施するものとし、受託者が提案すること。

②開催準備・運営

受託者は①に係る開催準備・運営に伴う一切の業務を行うこと。

③効果検証

- ・参加者の「空飛ぶクルマ」の理解度や企業の参入機運が変化したかどうか等についてアンケート等を行い、効果検証を行うこと。
- ・効果検証を行う手法を企画提案書に具体的に記載すること。

(2) ビジネス参入セミナーの開催

① 企画立案

【概要】

- ・「空飛ぶクルマ」とはどのようなモビリティかなどの基本的な事項とともに、機体や部品の開発ばかりでなく、観光・レジャーなど新たな関連ビジネスの可能性を広く提示することで、県内事業者のビジネス参入の機運が高まるようなセミナーを開催すること。
- ・セミナーの内容の詳細及びそれに対応した講師については、受託者からの提案に基づき委託者と協議の上で決定する。
- ・会場でのリアル参加者は150名程度を想定するとともに、オンライン配信も行うものとする。オンライン配信に必要な機材の手配等の調整は受託者で行うこと。

【開催時期及び場所】

(1) 体験イベント開催期間中のうち半日程度

② 開催準備・運営

受託者は①に係る開催準備・運営に伴う一切の業務を行うこと。

③ 効果検証

- ・参加者の「空飛ぶクルマ」の理解度や企業の参入機運が変化したかどうか等についてアンケート等を行い、効果検証を行うこと。
- ・効果検証を行う手法を企画提案書に具体的に記載すること。

(3) その他、(1)(2)に共通する業務等

① 広報チラシの作成

- ・体験イベントやセミナーを周知するためのチラシを作成すること。(A4判カラー・両面で2,000部)
- ・納期、納品形態等については委託者と受託者と協議の上、決定すること。

② 効果的な開催周知の実施

- ・①のほか、ターゲットを考慮したより多くの集客に繋がる効果的な広報等を実施すること。(新聞広告、テレビCM、SNS広告等)
- ・効果的な周知手法を具体的に企画提案書に記載すること。

③ 報告書の作成

- ・体験イベント及びセミナーの開催記録(当日の様子を撮影した写真や音声記録等を含む)、アンケート集計結果について、報告書を作成すること。

※(1)(2)に伴う費用

会場の使用料、設営・撤去費、電気使用料等、体験イベントの実施、セミナーの開催並びにそれらの周知に伴う一切の費用は委託料に含めるものとする。

6 報告書等の成果品

受託者は、本業務について、以下に定めるとおり成果品を納入するものとする。

(1) 成果品及び納期

ア 事業完了報告書（納期：令和6年3月15日）

イ その他委託者が指示したもの

(2) 納品方法

報告書（紙媒体）2部及びDVD-R等による電子データ1部

(3) 納品場所

山梨県知事政策局リニア未来創造・推進グループ（山梨県庁北別館5階）

7 著作権及び使用料等

- ・本事業における企画、映像等の一切の著作権料及び使用料等については、すべて委託金額内に含むものとする。本事業における成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む）については、委託者に帰属するものとする。また、本事業終了後においても委託者がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとするとともに、著作権人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。
- ・成果品については、使用料、その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。
- ・成果品に使用される全てのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
- ・成果品が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は委託者に生じた損害を賠償しなければならない。

8 その他

- ・委託業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについて、事前に委託者の承認を得るものとする。
- ・受託者は、契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、作業スケジュール等を記載）を提出し、委託者の承認を得ること。業務の実施にあたっては、委託者と十分協議した上で実施するものとする。
- ・受託者は、委託業務の履行にあたり、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに委託者と協議を行うこと。
- ・関係法令等を遵守し、業務を遂行すること。
- ・本業務の遂行にあたり必要となる資料及びデータは、委託者が妥当と判断する範囲内で提供する。所定の手続きをもって受託者に無償で貸与するが、業務完了時には速やかに

返却すること。

- 委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間に関わらず第三者に漏らしてはならない。
- 本仕様書については、プロポーザルの結果、契約締結候補者となった者と委託者との間で再度協議の上、双方の合意が得られた内容に修正した上で、契約書に必要な書類とともに添付する。